平成２２年（フ）第８７７９号
東京都葛飾区小菅１丁目１－４　コーポかつしか４号室、開始決定時の住所東京都江東区新砂３－９－12－810
破産者　江川　義久
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７０号
埼玉県所沢市大字上山口1652番地の１
破産者　有限会社富田石材
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７１号
東京都小平市小川西町５丁目16―20―Ｂ－１
破産者　富田　吉一
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７２号
東京都小平市小川西町５丁目16―20―Ｂ－１
破産者　富田十久子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２０１号
東京都荒川区町屋３丁目４番22号
破産者　株式会社トートワーク
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２０２号
埼玉県草加市金明町1267―16
破産者　高橋　　等
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２５４号
東京都台東区上野５丁目13番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区上野５丁目12番１号
破産者　株式会社ユベール
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２５５号
東京都葛飾区四つ木２丁目15―３
破産者　伊津　恵一
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３００号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目14番２号
破産者　エヌテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３３２号
東京都品川区南大井３丁目34番３号
破産者　明星プロセス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３３４号
東京都新宿区早稲田町74番地　鱒渕ビル401
破産者　有限会社アルファベットスタジオ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３３５号
東京都練馬区春日町６丁目16―12―303
破産者　原　　健二
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３３６号
東京都練馬区春日町６丁目16―12―303
破産者　原　　房江
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５２号
神奈川県相模原市中央区清新７丁目７番15号
破産者　株式会社ムーン・ウェーブ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５３号
神奈川県横浜市港南区東永谷３丁目９－３－Ｅ－102、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区中央１丁目12―３―303
破産者　月館　裕介
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５７号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目36番３号　ハビト鎌田302
破産者　有限会社新和不動産
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目36―３―302
破産者　新井　隆之
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３６７号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目６―10―107
破産者　山本　　忠
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８４号
埼玉県さいたま市西区大字中釘2100―１
破産者　小川　利彦
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３９１号
東京都北区田端新町２丁目10番３号
破産者　有限会社小林建装
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３９２号
東京都北区昭和町１丁目３―18―102
破産者　小林　清八
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４２８号
東京都世田谷区中町３丁目15番16号
破産者　有限会社ファッションウイン
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部